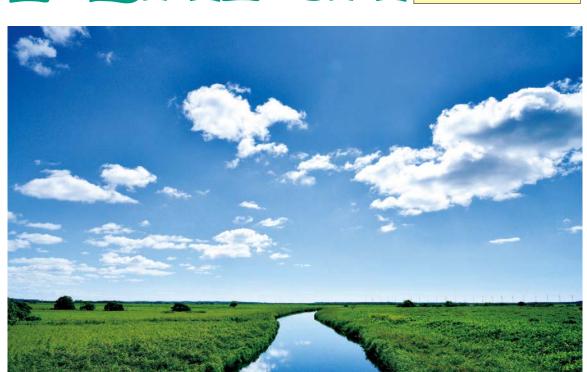
PLATE

### 2016.8.5 第63号

## たかさき法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル新館7F



湿原の温根別川(幌延町 8月)

けている。 義回復、 緊急権 選挙結果をテコに改憲に動くだろう。 法を語ることを避けた。 その対象は、 が広がっている。 もとでは、 野党統一候補が勝利した。 めに野党と市民が共闘 選挙中、 (非常事態条項)」 改憲阻止の市民運動は力を 憲法を守る政治 安倍首相は、 生き生きとした市民の活動 憲法9条ではなく、 間違い しかし、 なく、 を を憲法に書き 11選挙区で 野党共闘の 立憲主 なに憲 戻す 「国家

0

員3名を含めての話である。 への批判票である。 は現職大臣が落選した。 東北6県中5県で敗退、 自民党は前回から10議席減らし、 と報じら 「改憲勢力で3分の 非改選の無所属議 福島、 安倍暴走政権 内容的に 沖縄で

# 安倍改憲の本丸は国家緊急権

トピックス

わることなく過ごしてきたたいますが、今まで法律に深く関いますが、今まで法律に深く関いたしました鈴木と申します。 月末に受付事務と

務所の一員として過ごしたただきました。たかさきはじてたくさんの事を学ばれ

たかさき法律事

た日々

の事を学ばせてい様々な活動を通

事務局

谷

## 事務局一同挨拶・2016夏

参議院選挙では、安倍首相は破綻した「アベノミクス」 と野党共闘への「野合」攻撃だけを語った。アベノミク スで、さらに国民の格差は拡大し財政赤字が膨らんでい く。だから、黙ってはいられない。弁護士と一緒になって、 安倍悪政に立ち向かわなければならない。



## ホームページのご案内

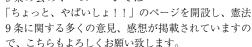
た。在職中は、受して退職させて、

受付としての業

4月末日をもちま

たかさき法律事務所ホーム ページでは、当事務所の弁護 士が携わる講演会や裁判の動 向など最新の話題を Topics と して取り上げ、紹介しており ますので、ぜひご覧になって みてください。

また、たかさき法律事務所 9条の会のホームページでは



### 編集後記

2016年夏号をお届けします。新人事務局1名を 迎え、今後も皆様に充実した法的サービスを提供で きるよう、事務所一同頑張ってまいりますので、よ ろしくお願い致します。 (日西)

## 即日相談が好評です

その日のうちに相談を希望される方に、平日午後 3時から7時まで、ご相談に応じます。

初回無料

初回相談に限り、相談料は1時間まで無 料としております。2回目以降の相談に ついては、1時間5,400円(税込)です。 一定の資力要件を満たす方は、法テラ スの無料の法律相談が可能ですので、 お気軽にご相談ください。

休日相談

土曜日、日曜日、祝日も、ご相談に 応じます(一部、対応できない日も あります)。平日に事前予約をお願い します。

011-261-7738

(平日午前9時15分から午後5時30分まで) FAX (011-261-7718) は24時間受付 HP: http://www.law-takasaki.com/



◆──事務所の夏期休暇は8月11日(木)から16日(火)までです。

込むことである。

国家緊急権は、

憲法

経験から、

絶対阻止しなけ

二〇一六年八

憲の本丸とみる。

を停止させる劇薬である。

こちらを改

チスの



女性、 国政選挙。 市民が力を合わせて闘った、 参議院選挙は、 学者など市民の声に押され、野党職院選挙は、戦争法に反対した青年 戦後初めての 野党と

げた。東北では秋田以外の5県全て、 現した。前回は31の1人区の中、 21:野党11と大激戦を制し大きな成果を上 野党2と自民党圧勝に対し、今回は自民 全国 32 の 人区全てで野党統一候補が実 自 民 29 · · 新潟



建設を押し付ける等、安倍暴走政治の際立 党が共同して勝利した選挙区は、TPP(環 断して野党共闘が結果を出しれる。長野・三重・大分・ 稼働を推進、「辺野古が唯一」と米軍新基地 刻な影響、 太平洋連携協定)推進による農業等への深 誕生した。「安倍暴走政治ノー」と市民と野 議席も減らした。鹿児島では反原発知事が 沖縄で現職大臣が落選、 つ地域で、住民が怒りの意思を示した。 福島原発事故に反省なく原発再 自民党は前回比10 沖縄と 特に福島 全国を

たのは、 用29%、憲法はわずか6%。共同通信の出 政権に求めるのは社会保障32%、 野党共闘への異常な「野合」攻撃だけだった。 自公は選挙で「憲法隠し」に終始し、憲法 口調査でも「安倍首相の下での改憲」は反 ではない。朝日新聞の世論調査でも、 を争点にしなかった。安倍首相が選挙で言っ に必要な「3分の2」を占めた。しかし、 国民は憲法「改正」を考えて投票したの 既に破綻した「アベノミクス」と 景気と雇 安倍

選挙の結果、改憲勢力が憲法改悪の発議

たかでを注集事務所9条の会

∼例金のお知らせ~

■日時:10月1日(土)午後2時から4時

■講演「国家緊急権と自民党改憲草案」

(札幌市中央区大通西12丁目)

会場: 高教組センター大会議室

対50%である。

委任」してはいない。 大学を卒業した時は多額の借金漬け 子を保育園に入れられない、 暮らしや経済が破壊され、 国民は改憲発動など 奨学金のため 働きたくて 「白紙 e

…今誰も

が、

人間らしく生き、

働くことが

できず、息が詰まるこの現実を変えたい

進める歴史の歯車は確かに動き始めた。 歴史の一ページを切り開いたこの力で、 とするだろう。 同様に選挙結果を背に今度は、 権の閣議決定、そして戦争法の成立等過去と 願っている。 が生まれて良かったと実感できる政治を前に 安倍首相は秘密保護法成立、 しかし、市民と野党が共同 改憲に走ろう 集団的自衛

これからが本番だ。

## 弁護士 渡部

草案では、天皇を「象徴」から

「元首」とす

日本国憲法改正草案」

に示されている。

その

国防軍の創設 (草案 9条の2)、国家緊急権 (草 ること(草案1条)、国旗・国歌(草案3条)、

そのようななか、最も危険視されていてあり、明治憲法への逆戻りと言ってよい 民に制限・犠牲を強いる政府の意図が明らか 案98条)などを定めている。国家のために国

最も危険視されているの

6月26日、たかさき法律事務所9条の会と北海道合唱 団共催の「うたごえ喫茶」が開催されました。あいに くの天気でしたが、多くの方にご参加頂けました。憲 法・沖縄・平和を歌おう!というテーマのもと、「青 い空は | 「たんぽぽ | など、20曲以上を参加者みんな で合唱。裕子弁護士が歌う「四季の歌」は拍手喝采。 私は、10分程度、憲法問題や情勢についてミニ講義を させて頂きました。

## うたごえ喫茶@鉄道会館

殺される」戦闘を行うことを意味する。

体の活動であり、

自衛隊が「戦地」で「殺し、

である。後方支援は国際的には武力行使と一 場以外の戦闘地域」で「後方支援」行うこと

憲の動きを強めるだろう。その改憲内容は、

−2年4月27日に発表された自民党の

安倍首相は、参議院選挙の結果を受け、

武力行使を行なうこと、

②自衛隊が「戦闘現

攻撃されていなくても集団的自衛権を発動

米国の海外での戦争に自衛隊が参戦して

違反することであり、

具体的には、

①日本が

の声は確実に大きくなっている。

ように思う。

「戦争法」の問題点は、端的に憲法9条に

戦争法」

あまり政治に関心を持たなかった若者も含め

に反対する活動は今なお続き、

そ

「戦争法」の強行採決に国民は怒り、

従来

「戦争法」の成立から、

間もなく

、1年が経

弁護士

髙橋

健太

## この秋は憲法学習会の季節です。 講師の要請に応じます。

安倍政権の改憲策動の危険性が高まっています。 危険な内容がいっぱいの自民党改憲草案や国 家緊急権について学びませんか。

当事務所は、参加人数に関係なく、いつでも、 どこへでも講師を派遣します。

お気軽に声をおかけください。

力(内閣総理大臣等)に大幅な権限を与える ことをいう。 国家緊急権とは、戦争や災害などの緊急事 憲法秩序を停止し、 一部の国家権

そが与党の狙いである。 はあまりないかもしれない。 「そうは言っても、緊急時だから仕方がない 憲法9条の変更に比べると、 しかし、 それこ 抵抗感

破壊される。 このような事態が広く認められれば、 に違反する行為も許されるという意味である。 憲法秩序を停止させるということは、憲法 憲法は

「閣議」にかけて宣言するとされている。、自民党憲法改正草案では「内閣総理大臣」 「緊急事態」は誰が宣言するかといえ

> である。 るのであり、 大幅な権限を得る者自ら宣言を発す 濫用の危険があることは明ら

全くなかったと明言している。 法や法律の不備で対応に困難が生じたことは の対応が困難であったことは認めながら、 法律に代わる政令を制定できる。 すことにより、 策基本法に基づいて災害緊急事態の布告を出 態への対処は可能と考える。 本大震災時の内閣官房長官は、この大震災へ そもそ 国家緊急権がなる 内閣は国会閉会中であっても、 例えば、 実際、東日 災害対 緊急事 憲

法を改正しようとすることの典型である。 固にするため自己に都合の良いように憲法や 子や孫から、 「なんであの時、 国民は

反対しなかったの?」 と言われないために、

「知は力なり」

国家緊急権は、 権力者がその地位を

強

安倍改憲は絶対に阻止しなければならない。

フリートーキング ■北海道合唱団による合唱

弁護士

高崎 暢

通 所の役割を考えて見ようということ。 を動かす。そんな力を裁判所は持っている。 中の原発を止める。過労死問題などで行政 「法の支配」の確立のために、 ムの運営委員長に就任 昨年9月、 その力を発揮するには国民の信頼が 立憲主義否定の安倍政治の 日弁連第27回司法シンポジウ して、 ほぼ毎週東京 改めて裁判 もとで、 稼働

この夏、 北海道でも安保法制違憲訴訟を準備中。 原告の参加を呼びかける。



弁護士

裕子

亡くなられた。北大一年時に憲法の講義を昨年10月5日、尊敬する深瀬忠一先生が





小池 千尋

部の人に向けられるむごさを知りました。 殺されて生活を送っていたのですが、 強制隔離され、人権を無視され社会的に抹 別を助長」したと謝罪しました。 題で、最高裁は、違法性を認め、「偏裁判所外の「特別法廷」で開かれて になりたいと思っています けているのかもしれない。気づける弁護士 昨年行き、多くの国民の無知と偏見が、 中でも更に劣悪な重監房のある草津に、 病患者は、「療養所」とは名ばかりの施設に 私たちが、気づかずに、 月25日、 ハンセン病患者 誰かを傷つ 「偏見、差れていた問 ハンセン その

> 言葉では表せない。 先生との交流が続いていたので、 受けて以来、 いつも暖かく励まされながら 喪失感は

話された。 史を動かす力となるだろうと心を込めて 衛隊派兵訴訟などで花開いた。先生はこの 国民にとって生きた人権となり、 で最初に論じた。「恵庭」「長沼」事件を通じ、 の若い世代に受け継がれ、やがて世界の歴 し協力する「英知と努力」を導き、 先生は、憲法の「平和的生存権」を裁判 市民が国境を越えて世界的に連携 その静かな情熱を私は生涯忘れ イラク自 21 世紀



島田

度

んに動き回るようになっています。 最近は、弁護士鞄にも興味を示し始めま 昨年10月に生まれた息子が、 家の中を盛

を叩いてくれます。もちろん、叩くだけです。 る?」と尋ねると、 「お父さんの代わりに仕事に行ってく 誇らしげにバンバン鞄

したら、それは息子の仕業です。 私の鞄に、キズがあったり凹んでいたり



弁護士

髙橋

さる年だけに?)父の試みはうまくいかな …うーん、断念しました。(うま年ではなく 次男もと考えましたが…猿太、猿介、 長男にうま年にちなんだ名前をつけたので、 かったですが、二人仲良く、健やかに育っ てほしいです。 月に第二子(次男) が生まれ ました。 猿平



めて感じた数日間でした。 健康の大切さと家族のありがたみを改た。理由は1回目と同じ牡蠣だった模 人生2回目の救急車搬送をされ

同時に、 かいを繰り返してきたのも同じ理屈かも を忘れてこれを失い、そして取り戻すたたことを繰り返しています。立憲主義の原理 人間はなかなか懲りない生き物であると 失って初めてその重要性に気づ

蠣のおいしさも忘れられない私です。 立憲主義の重要性はもちろんですが、



弁護士

瀨戸 悠介

ジンベエザメの大きさに大興奮! 日ごろの水泳の成果のおかげか太らずに過ごせ どう、チャンプルーにステ な海を見て日ごろの疲れも癒されてきました。 たようです。美ら海水族館にも寄ったのですが、 れそうになるくらい沖縄名物を食べましたが、 GWを利用して初めて沖縄へ旅行に行きまし かき氷、ソー キそば、島らっきょう、 - キとお腹がはち切 沖縄の綺麗 海ぶ



渡部

敏広

会で60分話すより大変だと実感しました。 を頂きましたが、 10分程度情勢や法律のミニ講義をする機会 ついたような気がします。その活動の中で、 人前で歌うことを通じて、 昨年より北海道合唱団に入団しました。 10分で伝えることは講演 以前より度胸が

旭川、苫小牧のマラソン大会(いずれも10 る出る詐欺にならないよう、今年は、 くも例年通り。その反省(?) 最近受けた健康診断の結果は、 トル) にエントリ 風になります。 もあり、 良く 札幌、 も悪



小野

た !! チャリティーマラソンに参加してきまし るミニオンズ。そんなミニオンズに扮す 最強のボスに仕えることを生きがいとす バナナ

を取り戻すための闘いはまだ始まったばか れるように頑張っていきます 私も今のボスに仕えて1年 映画のような素晴らしい終幕を勝ち取 立憲主義



日西

ころです。 事務所の雰囲気にもようやく慣れてきたと 事務所に入所して、早くも半年が経過し、

頑張っていきたいです。 であることや先輩や事務員さんからサポ 麻させます。 との認識は、それにまつわる問題意識を鈍 然」との認識に変えてしまいます。「当然」 こと、人に何かをしてもらうことなどが「当 「慣れ」とは怖いもので、 していただけることに感謝し、 日本が戦争をしない平和な国 それが存在する

## 差別 のない世界を 弁護士 創るために 島田 度

題化していました。 ゆるヘイトスピーチが蔓延し、 近年、 在日朝鮮人などに対するいわ 社会問

ピーチ解消法が全会一致で成立しまして、今年5月24日にいわゆるヘイトス 路上での抗議活動(カウンター) 市民から広く抗議の声が湧き起こり、 の活発な運動が展開されました。 こうしたヘイトスピー チに対して、 そし など

法に過ぎず、 が必要です。 めには、今後も市民社会の幅広い運動 チを根絶できるわけではありません。 ヘイトスピーチをこの世から無くすた もっとも、 これだけでヘイトスピー この法律はいわゆる理念

皆さんも足をお運びください。 安田浩一氏、香山リカ氏等をお招きし ンポジウムを開催する予定です。 札幌弁護士会では、10月28日 ヘイトスピーチをテーマとしたシ (金) に、 ぜひ



提起され、 差止請求行政訴訟を東京地裁に提起し うした中、 2000名を超えるに至っている。こ その結果、 岡山、さいたま、長野でも提訴が続いた。 を争うために、 原告総勢509名が安保法制の違憲性 同日、 成28年4月26日、 その後、高知、大阪、長崎、 この北海道でも、 福島地裁いわき支部にも、 これまでに原告総計 国家賠償請求訴訟及び 全国に先駆け 違憲訴訟



違憲訴訟全国交流会 になり、 る以上、 現在、 思い る。 進められてい 割であるとの とが本来的役 の場で戦うこ くの原告の いう立場であ 弁護士と から、 準備が 司法 多

の提起に向け、

闘していきたい。 盛り上がりを見せている国民運動と共

提訴を迎えることになる。 確認してきた。北海道訴訟はまもなく、 となって団結し共闘する思いを改めて 加し、各地と情報共有をし、 ただけることを願っている。 くの方に原告となって一緒に戦ってい 7月22日、違憲訴訟全国交流会に参 一人でも多 全国一体



だいた皆様に心から感謝申し上げ事長を退任しました。支えていた停協会・連合会で成る日調連副理にの6月をもって、全国55の調 ます

ご苦労や地方から声を上げ続けるこ 題を全国的視野で捉えながら解決し 増加・複雑化など各地域が抱える問 との大切さを学びました。 ていく日調連の理事長はじめ皆様の 民事調停事件の減少、 家事事件の

を心に刻み、今後は一調停委員と 調停とは「聴く力」ということ 努力を重ねたいと思います。

核の 時代」 たな被曝者との出会い 弁護士 高崎 に生きる 暢

機にも乗る。線量計を外しての屋外作業 運ぶ。中には、 も度々あった。 重機では 乱。モニタ 業に従事した作業員である。作業着手時、 する危険なガレキも。 4号機から水蒸気が上がり、 新たな被曝者は、福島原発の復旧作 200ミリシーベルトの放射線を発 つかみきれないガレキは抱えて - を見ながら重機を遠隔操作。 毎時100ミリシー 直接、無防備の重 ガレキが散 ベル

人が従事。 積線量は無視された。 現在も、 から被曝線量はリ 新たな被曝者の予備軍。 復旧作業に一日約60 セッ トされ蓄 その 0

線被害は起こらない、内部被曝は心配な ではすでに決着済み。 とく排斥。 の主張を繰り返したが、裁判所はことご いと喧伝する。原爆訴訟でも、 国や東電は、現在の被曝線量では放射 国や東電の主張は、 司法の場 国は同様

放射線被害がいまだ科学的に未解明で 内部被曝で長時間にわたって照射

> 同じである。 し続ける持続性と重大性は原爆被爆者と

ムに再処理し兵器に転用できる。 原発の使用済み核燃料はプルトニ

発廃止は核廃絶と根っこを同じくする。 惑わされ、 が曖昧にされてこなかっただろうか。 原発は「核の平和利用」という言葉に 核兵器は許さないという視点

事の時にはアメリカの核兵器で守っても 爆被害は戦争被害だから受忍せよ」「有 らうから核兵器廃絶運動はやめろ」とい れずにいる。だから、被爆者に対し、 の核兵器に依存する核抑止論から抜け 日本政府は、 日本の安全をアメリ 「原 切

政策に固執する行動とのギャップを忘れした。彼の美辞麗句のスピーチと核抑止 てはならない。 5 月 27 日、 オバマ大統領が広島を訪問

することが求められている 人道的にも速やかに核兵器廃絶を実現

## あなたの署名を訴えます。

等問題につい

あわせの なさまお誘い

にも広げてください。 した。ぜひ署名を、そして周りの方々 る核兵器廃絶国際署名用紙を同封しま ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴え

## シンポジウムが開催されます今年も過労死等防止対策推進

## 、厚生労働省から平

が公表されました。 成27年度 「過労死等の労災補償状況」 平成28年6月、

質的過重が認定されていないことがせん。この理由としては、いわゆる 推測されます。 給決定された案件は20%にも届きま 社会福祉・介護事業」について、支 で最も請求件数の多い「社会保険・ となっている傾向は変わらず、 ついての労災申請件数が右肩上がり 過重労働による精神疾患の発症に

されます。み 過労自死案件をメイン報告として開催 教育文化会館において、新人会社員の 止対策推進シンポジウムは11月23日、 この点を受けて、今年の過労死等防

会となれば て考える機 一緒に過労死 2015年シンポジウムで開会あいさ

つする高崎弁護士

と考えていま